

# 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例施行規則

(令和 3 年 3 月 25 日)  
(規則第 12 号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（令和2年富士市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (保全措置)

第3条 条例第2条第9号に規定する植林に関する能力及び信用を有する者として市長が規則で定める者（以下「優良事業体」という。）とは、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者として静岡県が公表している事業者であって、本市を事業区域としている者のうち、本市と保全措置の実施に関する協定を締結した者とする。

2 保全措置として植林しようとする者（以下「植林者」という。）は、植林実施届出書（第1号様式）に技術指針に定める基準に従って作成した植林実施計画書及び次に掲げる書類を添えて、植林を行う60日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 植林計画地の写真
- (2) 植林計画地の公図の写し
- (3) 植林計画地の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

3 市長は、前項の植林実施計画書が技術指針に定める基準に違反すると認める場合は、これを是正するよう指導するものとする。

4 植林者は、植林が完了したときは、植林完了届出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 育成状況記録書
- (2) 植林実施後の写真
- (3) 植林実施地の登記事項証明書
- (4) 植林者が優良事業体に植林を委託する場合にあっては、技術指針に基づき植林が完了したことを優良事業体が証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、植林完了届出書の提出があった場合において、当該植林が技術指針に定める基準に従って行われたものと認めるときは、植林実施済証（第3号様式）を交付するものとする。

（重度開発又は土地の改変事業の届出）

第4条 条例第7条第1項に規定する重度開発又は土地の改変事業の届出は、重度開発又は土地の改変事業の届出書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 重度開発又は土地の改変事業の予定地の写真
- (2) 重度開発又は土地の改変事業の予定地の位置図及び公図の写し
- (3) 重度開発又は土地の改変事業の予定地の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第7条第2項に規定する判定は、技術指針に定める基準に従い行うものとする。

（方法書等の公告）

第5条 条例第8条第3項の規定による方法書の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 日刊新聞紙への掲載
- (2) 印刷物の配布
- (3) 富士市公告式条例（昭和41年富士市条例第1号）第2条第2項に規定する市役所内の掲示場への掲示

2 条例第8条第5項の規定による説明会の開催に係る公告の方法は、前項の規定を準用する。

（方法書の縦覧）

第6条 条例第8条第3項の規定による方法書の縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業主等の事務所
- (2) 富士市庁舎
- (3) 地区まちづくりセンター
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業主等が利用できる適切な施設

（方法書について公告する事項）

第7条 条例第8条第3項の規定により公告する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称及び規模

(3) 対象事業を実施しようとする場所

(4) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(5) 条例第9条第1項の規定により意見書を提出することができる旨及びその提出期限、提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 条例第8条第5項の規定による説明会の開催に係る公告事項は、条例に定めるもののほか、前項第1号から第3号までに掲げる事項とする。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 条例第9条第1項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 方法書についての森林機能の保全の見地からの意見及びその理由

(方法書についての市長の意見の提出期限)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(準備書等の公告)

第10条 条例第14条第3項の規定による準備書の公告及び同条第5項の規定による説明会の開催に係る公告の方法は、第5条の規定を準用する。

(準備書の縦覧)

第11条 条例第14条第3項の規定による準備書の縦覧に供する場所は、第6条の規定を準用する。

(準備書について公告する事項)

第12条 条例第14条第3項の規定により公告する規則で定める事項は、第7条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同項第5号中「第9条第1項」とあるのは「第15条第1項」と読み替えるものとする。

2 条例第14条第5項の規定による説明会の開催に係る公告事項は、条例に定めるもののほか、第7条第1項第1号から第3号までに掲げる事項とする。

(準備書についての意見書の提出)

第13条 条例第15条第2項に規定する意見書の提出に関し必要な事項は、第8条の規定を準用する。

(準備書についての市長の意見の提出期限)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

(評価書の公告)

第15条 条例第18条第5項の規定による評価書の公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(評価書の縦覧)

第16条 条例第18条第5項の規定による評価書の縦覧に供する場所は、第6条の規定を準用する。

(評価書について公告する事項)

第17条 条例第18条第5項の規定により公告する規則で定める事項は、第7条第1項第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、同項第4号中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(事業の変更等の手続)

第18条 条例第19条第1項の規定により対象事業を変更するとき、実施しないこととしたとき又は実施を他の者に引き継いだときの届出は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 対象事業を変更するとき 森林喪失影響評価変更届出書（第5号様式）
- (2) 対象事業を実施しないこととしたとき 森林喪失影響評価中止届出書（第6号様式）
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき 森林喪失影響評価実施引継届出書（第7号様式）

(立入調査の身分証明書)

第19条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第8号様式）のとおりとする。

(書類の提出部数)

第20条 条例の規定により事業主等が市長に送付することとされている書類の部数は、当該書類の種類ごとに、50部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月30日規則第44号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

植林実施届出書

年　月　日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる）  
（事務所の所在地）

届出者 氏 名（法人にあっては、その名称）  
（及び代表者の氏名）

電話番号

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例施行規則第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 事業主の氏名及び住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

2 土地所有者等の氏名及び住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

3 植林実施場所

4 植林実施面積

5 植林実施者の氏名及び住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

第2号様式（第3条関係）

植林完了届出書

年　月　日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあっては、その主たる)  
事務所の所在地

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称)  
及び代表者の氏名

電話番号

年　月　日付けで届出を行った植林を完了したので、富士市富士・愛鷹山麓地域  
の森林機能の保全に関する条例施行規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 植林実施場所

2 植林実施面積

3 完了年月日 年　月　日

第3号様式（第3条関係）

植林実施済証

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

下記による植林は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例技術指針に定める基準に適合していることを証明する。

記

1 植林実施届出年月日 年 月 日

2 植林種別

3 植林実施場所

4 保全措置面積 (植林実施面積 )

5 檢査年月日 年 月 日

第4号様式（第4条関係）

重度開発又は土地の改変事業の届出書

年　月　日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあっては、その主たる)  
事務所の所在地

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称)  
及び代表者の氏名

電話番号

森林地において重度開発又は土地の改変事業を計画しているため、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 事業主の氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

2 土地所有者等の氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

3 事業の名称

4 事業の場所

5 事業の面積

6 事業の目的及び内容

7 事業実施における配慮事項

(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）に基づく環境影響評価の実施有無

(2) 保全措置の実施有無とその方法

第5号様式（第18条関係）

森林喪失影響評価変更届出書

年　月　日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる）  
（事務所の所在地）

届出者 氏 名（法人にあっては、その名称）  
（及び代表者の氏名）

電話番号

年　月　日付け 第　号にて森林喪失影響評価を実施すべき判定を受け  
た対象事業を変更するため、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第19条第  
1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更する事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 事業主の氏名及び住所		
<input type="checkbox"/> 土地所有者等の氏名及び住所		
<input type="checkbox"/> 対象事業の名称		
<input type="checkbox"/> 対象事業の場所		
<input type="checkbox"/> 対象事業の面積		
<input type="checkbox"/> 対象事業の目的及び内容		
<input type="checkbox"/> 事業実施における配慮事項		
<input type="checkbox"/> その他		

（注）該当する□には、レ印を記入すること。

第6号様式（第18条関係）

森林喪失影響評価中止届出書

年　　月　　日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあっては、その主たる)  
事務所の所在地

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称)  
及び代表者の氏名

電話番号

年　　月　　日付け 第　　号にて森林喪失影響評価を実施すべき判定を受けた対象事業を中止するため、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第19条第1項の規定により届け出ます。

森林喪失影響評価実施引継届出書

年　月　日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあっては、その主たる)  
事務所の所在地

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称)  
及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり対象事業の実施を他の者に引き継いだので、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第19条第1項の規定により届け出ます。

対象事業の名称		
対象事業の規模		
引継年月日	年　月　日	
引継の理由		
新たに事業を引き継いた者	住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	

第8号様式（第19条関係）

(表面)

身 分 証 明 書	第 号
所属 職名 氏名 生年月日      年    月    日	55ミリ メートル
上記の職員は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第21条の規定により、立入調査を行う職員であることを証する。	
年    月    日 富士市長	印
← 91ミリメートル →	

(裏面)

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（抄） (報告及び調査) <p>第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し報告を求め、又は職員に事業主等の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---